

【前橋市景観資産登録制度】令和2年度分の景観資産を登録しました

令和元年度に、本市の良好な景観形成に寄与する建造物や構造物、樹木などについて、本市が誇るべき景観資産として登録し、市内外への周知を図るとともに、それらの維持管理状況を把握するための「前橋市景観資産登録制度」を創設し、初年度は17件の登録を行いました。

2年目となる令和2年度は、一般公募を行った上で、7件の登録を行いましたのでお知らせいたします。今年度も一般公募を行い、前橋市景観資産の充実を図ります。

1 令和2年度登録物件 7件

【内訳】建造物等 2件、樹木 2件、風景と視点場 3件

※詳細は別紙リーフレットをご覧ください。なお、取材を行う際は私有地に立ち入らないでください。

2 令和3年度の景観資産の募集について**(1)募集対象**

本市の良好な景観形成に寄与する建造物等、樹木又は風景と視点場が対象となります。

(2)募集期間

令和3年6月1日（火）～9月30日（木）

※詳細は広報まえばし6月号及び前橋市ホームページ上で周知します。

本件に関するお問い合わせ先

都市計画課 景観・歴史まちづくり係

電話 直通 / 027-898-6974